

(第十二部)

国第七回 参議院運輸委員会議録 第十三号

(五〇四)

昭和二十五年四月二十日(木曜日)午後  
一時四十三分開会

委員の異動

四月十日委員横尾龍君辞任につき、その補欠として小杉繁安君を議長において指名した。

四月十一日委員小杉繁安君辞任につき、その補欠として横尾龍君を議長において指名した。

○高崎線電化促進に関する陳情(第二二〇号)

本日の会議に付した事件

○小委員の補欠選任の件

○小委員長の報告

○宇都野駅、小本間に鉄道敷設促進の請願(第七八二号)

○白棚鉄道線の復活に関する請願(第八五一号)

○北見枝幸、雄武両駅間に鉄道敷設の請願(第一〇二二号)

○三陸沿岸鉄道敷設促進に関する請願(第一三三五号)

○八木港の避難港整備工事継続に関する請願(第八二八号)

○車両工業復興対策等に関する請願(第八三八号)

○連帶輸送車抜貨物運賃通算制実施の請願(第八四六号)

○樹塚燈台移設に関する請願(第九四六号)

○理事(小泉秀吉君) 次に請願陳情の申上げます。

○理事(小泉秀吉君) 御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(小泉秀吉君) 御異議ないと認めます。

○小委員会における審査の結果を御報告願います。

○飯田精太郎君 請願及び陳情に関する請願(第一三〇号)

○松山駅復旧工事施行に関する請願

(第一一一〇号)  
○西鹿児島駅改築工事完遂に関する陳情(第一九六号)  
○浜松、米原両駅間鉄道電化に関する請願(第一一一四号)

請願第七八二号、宇津野駅、小本間に鉄道敷設促進の請願、請願第八五一号白棚鉄道線の復活に関する請願、請願第一三三五号、第三陸沿岸鉄道敷設促進に関する請願、右四件はいずれも鉄道敷設に関する請願で、その要旨は次の通りであります。

○美島丸沈没原因調査および遭難者死体收容に関する請願(第一一一〇号)

○船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○海上運送法等の一部を改正する法律案(内閣送付)

○国際観光ホテル整備法施行に関する件

請願第八二八号、八木港の避難港整備工事継続に関する請願、請願の要旨は、同港は昭和二十三年度から五年かけての成果を挙げ得ないから本年度以降も継続工事を施行されたい、といふのであります。

請願第八四六号、南海電気鉄道株式会社に国鉄、私鉄連帶輸送車扱貨物運賃通算制実施の請願、請願の要旨は國

鐵、私鉄連帶輸送車扱貨物運賃通算制が若干の会社間に於て実施されようとしているが、南海鉄道も荷主を初め各種企業の経営及び採算の合理化を図るため通算制を実施して欲しい、といふのであります。

請願第九四六号、掛塚燈台移設に関する請願、請願の要旨は静岡県天龍川のデルタにある掛塚燈台附近の砂防林が燈台の光をさえぎるとの理由で当局

十四年度の均衡予算の実施は、経済、産業界に重大なる影響を及ぼし、殊に需

求の九〇%を国有鉄道に依存している

車両産業界は殆ど壊滅状態に陥つて

いるので、二十五年度の車両関係の予

算を百二十億円以上計上し、その発注

方法をとり、その支拂については

日銀融資等をもつて之に充て、即時支

拂とすること、及び浜松、米原間の電化を見返資金を活用して二十五年度中に着工して現状を開拓して欲しいといふのであります。小委員会におきましては審議の結果、願意を妥当と認めました。

請願第九五七号、二本松、津島両駅

間に国営バス運輸開始の請願、請願の

○理事(小泉秀吉君) 只今より運輸委員会を開会いたします。この際お詫びいたしますが、運輸委員の横尾龍君がいたしましたが、運輸委員の横尾龍君が四月の十日に辞任せられまして、同十四年に再び運輸委員会に復帰されましたが、以後觀光小委員が一名欠員となつておりますので、横尾龍君を觀光事務に選定いたすことになりました。

○理事(小泉秀吉君) 御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(小泉秀吉君) 御異議ないと認めます。

○小委員会における審査の結果を御報告願います。

○飯田精太郎君 請願及び陳情に関する請願(第一三〇号)

○松山駅復旧工事施行に関する請願

請願第七八二号、宇津野駅、小本間に鉄道敷設促進の請願、請願第八五一号白棚鉄道線の復活に関する請願、請願第一三三五号、第三陸沿岸鉄道敷設促進に関する請願、右四件はいずれも鉄道敷設に関する請願で、その要旨は次の通りであります。

○美島丸沈没原因調査および遭難者死体收容に関する請願(第一一一〇号)

○船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○海上運送法等の一部を改正する法律案(内閣送付)

○国際観光ホテル整備法施行に関する件

請願第八二八号、八木港の避難港整備工事継続に関する請願、請願の要旨は、同港は昭和二十三年度から五年かけての成果を挙げ得ないから本年度以降も継続工事を施行されたい、といふのであります。

請願第八四六号、南海電気鉄道株式会社に国鉄、私鉄連帶輸送車扱貨物運賃通算制実施の請願、請願の要旨は國鐵、私鉄連帶輸送車扱貨物運賃通算制が若干の会社間に於て実施されようとしているが、南海鉄道も荷主を初め各種企業の経営及び採算の合理化を図るため通算制を実施して欲しい、といふのであります。

請願第九四六号、掛塚燈台移設に関する請願、請願の要旨は静岡県天龍川のデルタにある掛塚燈台附近の砂防林が燈台の光をさえぎるとの理由で当局

十四年度の均衡予算の実施は、経済、産業界に重大なる影響を及ぼし、殊に需

求の九〇%を国有鉄道に依存している

車両産業界は殆ど壊滅状態に陥つて

いるので、二十五年度の車両関係の予

算を百二十億円以上計上し、その発注

方法をとり、その支拂については

日銀融資等をもつて之に充て、即時支

要旨、この区間には現在福島電気鉄道株式会社のバスが運行されているが、運行区間の一部は不定期であり、

且つ営業状態が、地方民の利益と合致しないものがあるから、地方民の利便と産業の開発、文化の向上を図るために本路線に国営自動車を運行せらるたいといふのであります。小委員会におきましては、地方のバス輸送を強化する意味において願意を妥当と認めました。

請願第一〇三〇号、電気機関車製作に関する請願、請願の要旨は茨城県勝田町所在の日立製作所水戸工場では電気機関車を専門に造つてゐるが、國家予算の関係でその製作が取止めとなつたため、工場は休業状態となり、失業者が続出しているから、昭和二十五年度に是非共国鉄の電化を促進して電気機関車を造ることができるようにせりたいといふのであります。小委員会におきましては審議の結果願意を妥当と認めました。

請願第一一〇号、松山駅復旧工事

施行に関する請願、陳情第一九六号、西鹿児島駅改築工事完遂に關する陳

情、請願及び陳情の要旨は、松山駅並

びに西鹿児島駅はいずれも戰災によつて焼失し、その後仮駅舎のままで現在に至つてゐるが、両駅とも市の表玄関であり、貨客の輸送にも多大の支障を興えているから、速かに完全なる復旧工事を実施せられたいといふのであります。小委員会におきましては審議の結果願意を妥当と認めました。

請願第一一一四号、浜松、米原両駅間鐵道電化促進に関する請願、陳情第二〇号、高崎線電化促進に関する陳

情、右はいずれも鉄道の電化促進に関

するものでありまして、小委員会におきましてはいづれも願意を妥当と認めました。

請願第一一一〇号、美島丸沈没原因

調査及び遭難者死体收容に関する請

願。請願の要旨は、美島丸は昨年十一月

遭難によつて五十二名の死者及行方不

明者を出したに拘わらず、未だ死体收

容は僅か六名に過ぎないのみならず、

遺族に対する手当は余りに少く涙のな

いやり方であるから、速かに沈没船の

引揚げを行い、沈没原因を明らかにし

て必要な措置をとらねたいといふの

であります。小委員会におきまして

は、願意は同情すべきものあり、當局

は速かに沈没原因を究明し、適切なる

措置を講すべきであると認めました。

以上請願十三件、陳情二件は審議の結果願意を妥当と認め、全会一致速かにこれを議院の會議に付し内閣に送付を要するものと議決いたしました。

右御報告申上げます。

○理事(小泉秀吉君) それではこれから造船法案を議題といたします。この造船法案は前回の委員会で政府から提案理由と逐條の説明を聽取しまして一部質疑を行つたのであります、本日更に質疑を續行したいと思ひます。

〔理事小泉秀吉君退席、理事飯田精

太郎君委員長席に着く〕

○丹羽五郎君 前国会の折に、造船法

案といふものが一応出て、いろ／＼政

府の説明も聞いておつたのですが、そ

の後又新しく出された。私ちよつと

委員会を一、二回欠席しておつたの

で、そこの間の事情は分りかねますので

重複する嫌いがあるがも分りません

が、前国会に出された政府の法案と今

度出された法案との差異を一応説明を

願いたい。

○政府委員(甘利昂一君) 前法案では

造船の許認可關係をこれに入れており

ましたが、その後關係方面或いは外の

ほうとの關係上、それを法案から削り

まして、許認可に関しましては從来通

り臨時船舶管理法で行なつております。

それからもう一つ船の新らしい、

発明発見及びその部分品について発明

発見があつた場合に、これの研究獎勵

金であるとか或いは試作する場合の試

作獎勵金を出すというようなことがあ

りましたが、これは關係方面的意向で

一応削除いたしましたが、これについ

てはその後いろいろ折衝いたしました

結果、船全体として出すのでなければ

差支ないといふうな話がありました

ので、適当な機会に修正したいと思つております。それだけであります。

○丹羽五郎君 これにやはり付随した

関係で、一応政府の意図を聴き

たいのですが、先般運輸大臣が大阪に

来られて、中小造船所の企業合同をこ

の場合やつて行きたいと思ひますとい

うことで、いろ／＼それに対して座談

的であつたのですかが勧奨があつたので

すが、その後地方海運局はその意を体

して、中小造船所の強力なる企業合同

をして行きたいという意図でいろ／＼

斡旋をしておられる。今日中小工業の

再建がやかましい最中に、何がために

中小造船所のみを企業合同しなくちや

ならないのか、その政府の意図を一応お

尋ねしたい。

○政府委員(甘利昂一君) 政府といた

しまして特に中造船所のみの企業合

同を進めておるわけではありませんし、

又私の方としても積極的にと申します

が、強制的に進めておるのでなくて、むしろ一番困つております。中小造船所が、この際或る程度合意して大きな強

いなものになつて、いろいろ注文を取

たり或いは建造したりするほらが、

非常に困つております。中小造船と

まして、許認可に関しましては從来通

り臨時船舶管理法で行なつております。

それからもう一つ船の新らしい、

発明発見及びその部分品について発明

発見があつた場合に、これの研究獎勵

金であるとか或いは試作する場合の試

作獎勵金を出すというようなことがあ

りましたが、これは関係方面的意向で

一応削除いたしましたが、これについ

てはその後いろいろ折衝いたしました

結果、船全体として出すのでなければ

差支ないといふうな話がありました

ので、適当な機会に修正したいと思つ

ております。それだけであります。

○丹羽五郎君 実はそのことを聞きま

して非常にようなことを言つたために、

非常に金融ができず瀕死の状態では

は、大きな造船所についても言われる

のであります。それで又一つ同様のこと

は、大きな造船所についても言われる



例によりまして本案を可とされた方は順次御署名をお願いいたします。

多數意見者署名

小泉 秀吉 丹羽 五郎  
入交 太蔵 横尾 龍  
村上 義一 高田 寛

○理事(飯田精太郎君) 次に船員職業安定法の一部を改正する法律案を議題にいたしました。先づ政府の御説明を願います。

○政府委員(甘利昂一君) 船員職業安定審議会につきましては、船員職業安定法に、中央船員職業安定審議会と、

地方船員職業安定審議会及び特別地区

船員職業安定審議会の三つの審議会が規定されておりますが、このうち特別

地区船員職業安定審議会は、二以上の

海運局の管轄区域にまたがる地区、例えは瀬戸内海地区のような大地区審議会、又は一海運局管轄区域内の特殊な

地区、例えば東海沿岸運局管内の北陸地区のよろな小地区審議会として、必要に応じて設置する予定であります。

が、現在までのところその運用の必要も認められないので、審議会等整理の開議の方針に従い、これを廃止するこ

とにになりましたので所要の改正を行

以上この法律案の提案理由を述べま

したが、何とぞ慎重重御審議の上、速やかに可決あらんことをお願いいたします。

○理事(飯田精太郎君) それではこれから質疑に入ります。質疑のある方の御発言を願います。

〔総員挙手〕

○理事(飯田精太郎君) 全会一致と認めます。

それでは本案の採決に入ります。本

案を原案通り可決することに御賛成の

認めます。されば本案の採決に入ります。

○理事(飯田精太郎君) 御異議ないと認めます。

〔総員挙手〕

○理事(飯田精太郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(飯田精太郎君) 御異議ないと認めます。例によりまして本案を可とせられた方は順次御署名を願います。

○理事(飯田精太郎君) この船員職業安定法の一部改正の法律案ですが、これは極く單行法で、而も地区に審議会を置いた

りいろいろやるのを、そういう煩瑣を

一応整理して統一をとつて行きたいと

いう趣旨らしいので、ただ問題は五十

七條の條項を、特別地区、船員職業安

定審議会と、いろいろ煩瑣を省く上に

あります。いろいろ煩瑣を省く上に

いうようのが、これだけを削除すると

おいても非常に結構なことだと思いま

すので、私はこのお尋ねをする質疑を

打切つて討論に入つて貰いたいとい

うです。

○理事(飯田精太郎君) 外に御質疑あ

りませんか。

○理事(飯田精太郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(飯田精太郎君) 御異議ないと認めます。それでは討論に入ります。

○理事(飯田精太郎君) 御異議ないと認めます。それでは討論省略の動議を出します。

○理事(飯田精太郎君) 討論省略の動議が出来ました。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(飯田精太郎君) 御異議ないと認めます。それでは討論省略の動議を出します。

○理事(飯田精太郎君) 討論省略の動議が出来ました。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(飯田精太郎君) 御異議ないと認めます。それでは討論省略の動議を出します。

○理事(飯田精太郎君) 討論省略の動議を出します。

多數意見者署名

小泉 秀吉 丹羽 五郎  
入交 太蔵 横尾 龍  
村上 義一 高田 寛

○理事(飯田精太郎君) 次に海上運送法等の一部を改正する法律案予備審査を議題といたします。先づ政府の提案の理由の説明を求めます。

○政府委員(原傳三郎君) 海上運送法等の一部を改正する法律案について御説明申上げます。

今回わが国の海運は、従来の船舶運営会による定期備船制度より船主の責任による完全な自主運航とする体制に移行することになりましたので、日本

船による对外定期航路事業並びに外国

海運業者の経営する船舶運航事業の適用について、その調整を図ることが必要となつたのであります。先づ外國海

運業者に海上運送法の規定による免許制、届出制、登録制その他の制限を適用することは、外國海運業者が、日本において活動する実情にも副わらず、又日本海運業者が海外において今後活動する関係も考慮する必要がありますので、この改正法律により外國海運業者に対して、運送に関する協定等の規定を除いて適用しないことにいたしました。

第二に日本海運業者の経営する对外定期航路事業につきましては、これを許可制にすることは実情に副わない点がありますので、届出制をとることにいたしました。

第三に日本海運業者が日本とアメリカとの間の定期航路を開設した場合は、相手国の法律の適用を受けたということは、従前においてもな

いからと、いろいろ御説明であったが、その理論の根拠はどういうところにあるのでしょうか。一方は許可であると一方は無認可であるということについての差別をおくというのはどういうわけなんですか。

○小泉秀吉君 この内航船は許可を必要とするが、外航船を許可しない方がいいからと、いろいろ御説明であったが、その理論の根拠はどういうところにあるのでしょうか。一方は許可であると一方は無認可であるということについての差別をおくというのはどういうわけなんですか。

○政府委員(岡田修一君) 内国定期航路につきましては、それが一般大衆を相手とする旅客運送業等公益性的の非常に強いものでありますので、これを許可制にいたしましたのでございますが、今回その点を明らかにいたしました。

この海上運送法を制定いたしました場合は、その点が非常に曖昧であったあります。従つて外國の海運業者からその点についていろいろ異議が出て意見が出ておつたのであります

が、今回その点を明らかにいたしました。

この海上運送法を制定いたしました場合は、その点が非常に曖昧であったあります。従つて外國の海運業者からその点についていろいろ異議が出て意見が出ておつたのであります

が、今回その点を明らかにいたしました。

この海上運送法につきましては、外國海運業者の定期航路については

これをおいて考えておればこれを許可制とすべき性質のものかと思うのですが、日本と外國の間に定期航路を開設いたしました場合においても、從

来においてもそうでありますし、今後においてもそれらの国の法律の適用がないものとかのように考えておりま

す。又今までそういう例がないわけでござります。

四十号「航海の制限等に関する件」に規定せられておつたところであります。

が、できうる限り海上運送法に統合する趣旨によ

りましてこれをとり入れることとし、新たに外國船の裸備船につきましては、日本海運の現状により、一年間を限りこれを許可制とする必要がありま

すので、この改正法律案に規定することとしたのであります。

本改正法律案の要旨は以上申上げまし

た通りであります。何とぞ慎重重御審議の上速かに御可決あらんことを切望いたします。

○理事(飯田精太郎君) それではこれから質疑に入ります。御質疑のあります方は御発言を願います。

○小泉秀吉君 この内航船は許可を必要とするが、外航船を許可しない方がいいからと、いろいろ御説明でしたのが、どうい

うか。その点をお聞きしたい。

○政委員(岡田修一君) 外國海運業者が、例えばアメリカと日本の間の定期航路を開設いたしました場合は、従来におきましても、これに對して日本の法律を適用したことはないでございました。同様に日本の海運業者が日本とアメリカとの間の定期航路を開設した場合は、相手国の法律の適用を受けたということは、従前においてもな

いからと、いろいろ御説明であったが、その理論の根拠はどういうところ

にあるのでしょうか。一方は許可であると一方は無認可であるということについての差別をおくというのはどういうわけなんですか。

○小泉秀吉君 この内航船は許可を必要とするが、外航船を許可しない方がいいからと、いろいろ御説明でしたのが、どうい

うか。その点をお聞きしたい。

○政委員(岡田修一君) 外國海運業者が、例えばアメリカと日本の間の定期航路を開設いたしました場合は、相手国の法律の適用を受けたということは、従前においてもな

いからと、いろいろ御説明でしたのが、どうい

うか。その点をお聞きしたい。

○政委員(岡田修一君) 外國海運業者が、日本と外國の間に定期航路を開設いたしました場合は、相手国の法律の適用を受けたということは、従前においてもな

いからと、いろいろ御説明でしたのが、どうい

うか。その点をお聞きしたい。

○小泉秀吉君 改正法案の四十二條の二項であります、「前項に規定する定期航路事業を當む者は、省令の定める手続により」云々と書いてあります。が、この省令がどういうふうなことを予定しておりますか。

○政府委員(岡田修一君) この省令は單に届出の書式その他の点を規定しておるのでございまして、実質的な事柄を省令に規定するという趣旨ではあります。單なる書式等の極めて手続的なものだけを規定した次第であります。

○丹羽五郎君 本法案において最も重

大な関係のある現在の海運界の状況で

すが、過日海運局長からここで一應説明があつたのですが、現在海運界にお

いて運營会が全部四月一日から民営に移しておる、その当時運營会から民間に還元したトン数が約七十万トンくらい、六十何万トンというところです

が、それで現在の荷物の振合いから見

て行つて六十万トンの繫船をしたら

い、それに対する八百トン以上の鋼船

に対しては船の管理人として傭員を残

し、あとは予備員として残すのだとい

う話を聞いておつたのですが、現在の

海運界は六十万トンの繫船ではなかなか

かすべての海運操作ができるのであ

ります。少くともそれの倍の百二十万

トン近いトン数をここで繫船しなけれ

ばならんという状態に落ち込んでおる

のです。さような現在の状況ですが、

一応政府の説明をして頂きたい。

○政府委員(岡田修一君) 四月一日に

運營会から民間側に入りました船の隻

数、トン数は貨物船タンカーを合せま

して六百一隻、総トン数が百三十八万

総トン、重量トンにして二百十三万重

量トンであるわけであります。この船

ということはまだ統計が整備しておりませんのはつきりいたしませんが、大体外航貨物が普通に動きますから、程度でございます。民営になりますと、から実際どの程度のものが運ばれ、どの程度の船腹が現実に動いておるか

といふことはまだ統計が整備しておりません

ませんが、これはガリオアの油でやつてありますのはガリオアの油でやつてあります

おるのでございまして、実質的な事柄

を省令に規定するという趣旨ではあり

ません。單なる書式等の極めて手続的

なものだけを規定した次第であります

○丹羽五郎君 本法案において最も重

大な関係のある現在の海運界の状況で

すが、過日海運局長からここで一應説明があつたのですが、現在海運界にお

いて運營会が全部四月一日から民営に移しておる、その当時運營会から民間に還元したトン数が約七十万トンくらい、六十何万トンというところです

が、それで現在の荷物の振合いから見

て行つて六十万トンの繫船をしたら

い、それに対する八百トン以上の鋼船

に対しては船の管理人として傭員を残

し、あとは予備員として残すのだとい

う話を聞いておつたのですが、現在の

海運界は六十万トンの繫船ではなかなか

かすべての海運操作ができるのであ

ります。少くともそれの倍の百二十万

トン近いトン数をここで繫船しなけれ

ばならんという状態に落ち込んでおる

のです。さような現在の状況ですが、

一応政府の説明をして頂きたい。

○政府委員(岡田修一君) 四月一日に

運營会から民間側に入りました船の隻

数、トン数は貨物船タンカーを合せま

して六百一隻、総トン数が百三十八万

総トン、重量トンにして二百十三万重

量トンであるわけであります。この船

といふことはまだ統計が整備しておりません

ませんが、これはガリオアの油でやつてありますのはガリオアの油でやつてあります

おるのでございまして、実質的な事柄

を省令に規定するという趣旨ではあり

ません。單なる書式等の極めて手続的

なものだけを規定した次第であります

○丹羽五郎君 現在この自営船でやつ

ておりますのはガリオアの油でやつて

ありますのはガリオアの油でやつて

ありますのはガリオアの油でやつて</

いろの制約を受けねということになつておるのですが、外國としても韓國と日本とは前の関係においても殆んど内的な関係になつておる、この法律ができると韓國と日本と非常な状況の違つた、日本の海運業者が不利な立場に陥るということはないのですか。

○政府委員(岡田修一君) この法律のために韓國側が韓國と日本の間に定期航路を自由に開き得るのに、日本側ができない、こういう差別ができやしないかといふことがあります、この法律からはそういうことが出来ないわけあります。目下進められておりまして、相互に同様の特典を持つということございまして、韓

国側が日本に対し定期航路を開くのも自由でありますれば、又日本側が日本と韓國の間に航路を開きますことも両国との間においては自由の建前になるわけです。ただ日本側におきましては、そういう場合に航路を取る、こうしたことになつておるわけであります。ただ政府はもう少し詳細な点についておきたいのですが、これが日本側におきましては、そういう場合に航路を取る、こうしたことになつておるわけであります。

○政府委員(岡田修一君) 当初海上運送法の改正案におきましては、二十八条の第三号に「荷主が当該協定等に依りて、荷主が当該協定等に参加していない船運航事業者にその荷物の運送をさせたことを理由として、当該荷主に対し、その荷物の運送を拒絶し、制限し、その他差別的取扱をすること」こうありますので、少し緩和いたしまして、「当該荷主に対し、不公正は不當にその荷物を拒絶し、制限し」こういう緩和規定を設けたい、かようによると、この点に立つて参考になります。

○政府委員(菅野義丸君) お答えいたしましたが、非常にあらゆる面に微妙な関係を持つておりますが、そのためには、今国会におきましてはその改正案をとりやめたよろな次第でございます。この点に関しましては又速記を……。

○政府委員(菅野義丸君) 只今お尋ねせんで、私代りましてお答えいたしましたが、それについて政府は、その間隔を経て、改めて、早急にこの法律の施行令を出すことに決定いたしましたので、大変長い間遅延に遅延を重ねて参りました。この点につきましては先般当院の運輸委員会からも御注意がありまし

ます。私が協議を求める、或いは六大都市

すからどうぞ。

ますが、私共といたしましては、この法律の施行を各省よく納得し、了解しま

て、最も円滑な施行をいたしたいとい

うことは誠に遺憾に存じます。ここに日本船が出るというようなことになると特に關係があると思ひうのですが、外國航路を自由に開き得るのに、日本側が見えておりますから、あ

れを独裁法の関係で改正をしようといふことを思ひます。

○政府委員(岡田修一君) うような案が一遍出たと思うのです。が、今度は引込んでしまつておるので、この前第二十八條の第三号ですか、あ

れを独裁法の関係で改正をしようといふことを思ひます。

多国務大臣の出席を要求しておつたの

であります

るといふ

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

すからどうぞ。

○高田寛君 今日は官房長官並びに本

多国務大臣の出席を要求しておつたの

であります。未だにここに出席を見

て、多国務大臣の出席がござります

が、未だにここに出席を見

當の改善に関する勧告をしようとする場合に、運輸大臣が通商産業大臣に協議する、この場合だけに限られたわけございまして、その他の場合におきましては、運輸大臣が主務大臣として専管できることになつておる次第でございます。

○高田寛君

今一つ、國立公園が今十幾つかあるのですが、その外に準國立公園といふようなものが今後できて来るようなことに聞いておりますが、そ

ういふ準國立公園内の地域のホテルに

関してもやはり協議するということに

なるのでしょうか。

○政府委員(菅野義丸君)

今のところは國立公園内といふことはつきり決めておりまして、準國立公園といふことは考えておりません。又その中にあ

るホテルのすべてのことに対する協議をするわけではないのであります。

○高田寛君

そうしますと、ホテルの登録といふことは運輸大臣の権限でやる、こういふわけですか。

○政府委員(菅野義丸君)

さようでござります。

○高田寛君

分りました。そういうことに協議がまとまつたのは、非常に結構なことだと思いますから、一つ一日も早くこの法律が実施できるように、この上とも十分のお骨折を願いたいと思ひます。

○政府委員(菅野義丸君)

先程もお詫び申上げました通りこの法律が半年近くも実施が遅延いたしましたことにつきましては、私共非常に申訳なく残念に思つておる次第であります、各省が十分な納得の上でもつてかような協定に立至りましたので、今後は一

層各省力を合せましてこの法律の円滑な運営実施に努めたい、かように考えておる次第であります。

○理事(飯田精太郎君)

本委員会は本認めます。それではこれで散会いたし

ます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

午後三時二分散会

出席者は左の通り。

理事

飯田精太郎君  
小泉秀吉君  
丹羽五郎君

委員

横尾太藏君  
高田龍君  
村上義一君

入交

政府委員  
運輸政務次官  
(大臣官房長官)  
運輸事務官  
(海運局長)  
運輸技官  
(船舶局長)

原健三郎君  
荒木茂久二君  
岡田修一君  
甘利昂一君  
菅野義丸君  
中川融君

政府委員  
運輸政務次官  
(大臣官房長官)  
運輸事務官  
(海運局長)  
総理府事務官  
(行政管理庁)  
管理部長)

横尾太藏君  
高田龍君  
村上義一君

四月六日本委員会に左の事件を付託された。

船員職業安定法の一部を改正する法律

船員職業安定法の一部を改正する法律

四月六日本委員会に左の事件を付託された。

船員職業安定法の一部を改正する法

船員職業安定法の一部を改正する法律

律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第一、二ノ宮、国府津両駅間に電車停

車場設置の請願(第一六七八号)

第一、仙台駅東昇降口設置に関する請

願(第一七一二号)

第一、熊本市に鉄道局設置の請願(第一七二七号)

第一、野幌駅に急行列車停車の請願(第一七三九号)

第一、高浜港築港に関する請願(第一七五一号)

第一、自転車運送事業企業経営体分割に関する請願(第一七七一号)

第一、米沢、山形両駅間鉄道電化促進に関する請願(第一七七二号)

第一、仙台、山形両駅間鉄道電化促進に関する請願(第一七七二号)

第一、会津若松駅、尾岐村間バス事業返還に関する請願(第一七七〇号)

第一、米沢、山形両駅間鉄道電化促進に関する請願(第一七九二号)

第一、左沢、荒砥両駅間に鉄道敷設促進の請願(第一七九二号)

第一、長野管理部を長野鉄道局に昇格の陳情(第一八八号)

第一、国有鉄道職員の地方自治体議員被選舉権復活に関する陳情(第二八九号)

第一、岩手県広田湾小赤磯岩に航路標識設置の請願

第一、岩手県気仙郡広田港は、県の南端に位

し、三陸沿岸中最も洋上に突出した三

陸漁場の根拠地として知られている

が、湾口附近に大小の岩礁が散在し船

舶の出入に大なる障害となつております。

坐礁、沈没等の遭難事故が絶えず発生

している現状である。

中でも通称小赤磯は、出入船舶の直航

路に位置しているため、風浪または暗

夜には透視が困難で航海者の心胆を寒

からしめているから、遭難防止の見地

から、小赤磯岩に航路標識燈を設置せ

られたいとの請願。

第一、岩手県気仙郡広田港は、県の南端に位

し、三陸沿岸中最も洋上に突出した三

陸漁場の根拠地として知られている

が、湾口附近に大小の岩礁が散在し船

舶の出入に大なる障害となつております。

坐礁、沈没等の遭難事故が絶えず発生

している現状である。

中でも通称小赤磯は、出入船舶の直航

路に位置しているため、風浪または暗

夜には透視が困難で航海者の心胆を寒

からしめているから、遭難防止の見地

から、小赤磯岩に航路標識燈を設置せ

られたいとの請願。

中でも通称小赤磯は、出入船舶の直航

路に位置しているため、風浪または暗

夜には透視が困難で航海者の



紹介議員 二名  
小杉 繁安君 安達 良助君 尾形六郎兵衛

山形県下左沢、荒砥間の鉄道敷設工事は着工寸前に日華事変がばつ発したため中止となり現在に至っているが、本鉄道の敷設は、置賜、村山両平野を連絡し、延いては仙山線、米坂線との連絡により表裏日本の交通運輸を円滑にして、地方産業の興隆と國家資源の開發に資するとともに日本再建のための差し迫った問題である食糧、燃料、蚕繭等の供出に寄與するところが大多であるから、すみやかに本鉄道工事を促進せられたいとの請願。

第二八八号 昭和二十五年三月二十日受理

陳情者 長野県議会議長 片桐 知從

長野管理部を長野鉄道局に昇格の陳情  
長野県における鉄道は、東京、新潟、名古屋の三鉄道局に分割されているた  
め、地方行政と鉄道行政の連絡が悪く、県行政の上に多くの不便を與えてい  
る。また長野県は全国有数の山林県で、日本復興のための各種用材の差出  
が極めて多く、一方中部山岳国立公園を始め有名な観光地、温泉を控えてい  
るため、外人の来訪も年々増加しているから、本県の運輸交通を円滑にする  
ため、國鐵行政機構の改革を機会に、優秀施設を完備して、長野管理部を長  
野鉄道局に昇格せられたいとの陳情。

第二八九号 昭和二十五年三月二十日受理

国有鉄道職員の地方自治体議員被選舉

### 権復活に関する陳情

陳情者 福岡県糟屋郡須江村長

今泉與七外一名

公務員の地方自治体議員の被選挙権が認められなくなつたので、地方自治体に於ては住民の意志が充分に行政面に反映されず、特に国有鉄道志免鉄業の民主的運営に支障をきたしているから、國有鉄道職員の地方自治体議員被選挙権も、その中から一名の代表も選出することができず、地方自治行政の民主的運営に支障をきたしているから、國有鉄道職員の地方自治体議員被選挙権復活に関する法的処置を講ぜたいとの陳情。

七十五パーセントは國有鉄道職員で占められているが、その中から一名の代表も選出することができず、地方自治行政の民主的運営に支障をきたしているから、國有鉄道職員の地方自治体議員被選挙権復活に関する法的処置を講ぜたいとの陳情。

一、御茶の水、両国両駅間電車運転

### 野岩羽鉄道完成に関する請願

(第一九一三号)

自動車行政の地方公共團體移譲

反対に関する請願(第一九一五号)

### 管区制の実施に当つては、当港にその管区本部を設置せられたいとの請願。

第一八二二号 昭和二十五年三月二十九日受理

家畜および畜産物の鉄道貨物運賃引下げに関する請願

ノ菊正ビル全國指導

十四日受付

家畜および畜産物の鉄道貨物運賃引下げに関する請願

第一九〇五号 昭和二十五年三月二十九日受理

家畜および畜産物の鉄道貨物運賃引下げに関する請願

### 都城市地域の生糸、絹織物、旭化成延岡工場の製品等の積出港として主な地位を占めている外、最近における米軍の沖縄建設資材買付を控え、沖縄地方との貿易が活発化している実情を考慮されて、すみやかに両港を沖縄向け輸出港に指定せられたとの請願。

第一九〇五号 昭和二十五年三月二十九日受理

郷駅まで開通しており、これより鶴戸村を経て私鉄宮崎鉄道の終点内海まで間僅か二十キロが開通すれば宮崎県南部地方の産業経済の中心地である日南市と宮崎市は鉄路一時間で直結され、県政進展上ならびに地方産業経済の発展上に寄与すること多大であるから、本線延長工事をすみやかに再開せられたいとの請願。

第一八七三号 昭和二十五年三月三十一日受理  
瓦の鉄道貨物運賃等級引下げに関する請願

請願者 愛知県碧海郡高浜町大字高浜字一色六愛知県  
紹介議員 山田 佐一君 重宗 雄三君 草葉 隆圓君  
長 楠原定次郎外六名  
赤瓦工業協同組合理事  
瓦は住宅および工場建設に次ぐことのできない復興資材である。しかるに本年一月の運賃値上げによつて瓦の貨物運賃負担率は、十六パーセントとなつたが、これは主要貨物運賃負担率の約四倍に当り、このため戦災都市復興および住宅建設に多大の支障を與えていた。瓦の鉄道貨物運賃等級を引き下げるなどの請願。

第一八七六号 昭和二十五年三月三十一日受理  
師崎港改修工事施行に関する請願

請願者 愛知県知多郡師崎町長 大松逸郎外二十八名  
紹介議員 山田 佐一君  
師崎港は、知多半島のはずれに位置する同地方唯一の商港で、篠島、日間賀島に渡航する基地としてはも論、渥美半島、志摩半島に至る要港として近

年その重要性を増大している。さらに本港は、名古屋港方向から移入する貨物の中継港であるばかりでなく、現在の発展上に寄与すること多大であるから、本線延長工事をすみやかに再開せられたいとの請願。

第一八八六号 昭和二十五年三月三十一日受理  
唐津港に公共船員職業安定所設置の請願

請願者 佐賀県唐津市海岸通り  
紹介議員 林又右エ門外五名  
佐賀県唐津湾は、年間百四十万トンの石炭、四十万トンの雜貨の積出を始め、遠洋底曳網、揚操漁業の根拠地として発展しており、附近には呼子港、伊万里港、住ノ江港等の港を控え、さるに本県所在の商船学校、海員養成所等の船員の教育機関より多数の優秀船員と出している。しかしに今回の公共

船員職業安定所設置に際しては、数を制限されたため、佐賀県に設置を見なのは、本県における船員の福祉、運航労働力の調整に支障が大きいから、唐津港に公共船員職業安定所を設置せられたいとの請願。

第一八九六号 昭和二十五年四月一日受理  
宇治山田市、長島町間に鉄道の敷設請

請願者 三重県宇治山田市宮後  
紹介議員 町 須川道夫外一名  
野岩羽鉄道完成に関する請願  
請願者 伊勢志摩國立公園  
立公園の指定は、当地方はもとより國

家のためにも喜びにたえないことであるが、観光客誘致吸引に欠くことのない交通機関の現状は、当地方東端を南走する志摩電鉄の一線を有するのみで天下に誇る勝景も現在観光客はほとんどなく将来もこの傾向が続けられる虞が多分にあるから、観光客の利便と地方開発を図るために二十多年前すでに計画された宇治山田市を起点に度会郡五ヶ所町、北牟婁郡長島町に通ずる南島線を復活実現せられたいとの請願。

第一九〇五号 昭和二十五年四月三日受理  
唐津市、呼子町間に鉄道敷設の請願  
紹介議員 小林 勝馬君  
佐賀県唐津市より東松浦郡唐津市打上村を経て呼子町に至る約二十キロの間は、九州の北端で玄洋洋に面したわが国有教の大漁場で、漁草の收穫も多く、かつ陸産においては火山灰、葉煙草、大にんにく等の特産物を有し、甘しよその他の農産物も豊富な土地である。また名勝松浦瀬の中枢地点で國際的遊覽地として有名であるが、從来より交通に恵まれず、わずかに當利会社経営のバスがあるばかりでいちじるしく發展を阻害している現状であるから、当地方民多年の宿望である唐津市呼子町間に鉄道を敷設せられたいとの請願。

第一九一五号 昭和二十五年四月三日受理  
自動車行政の地方公共團体移譲反対に関する請願  
請願者 東京都千代田区丸ノ内三ノ四私鉄經營者協会 内 村上義一  
紹介議員 早川 憐一君  
わが国の自動車行政は、中央に運輸審議会、全国九地区に道路運送審議会の制度があり、民主的体制を整えていく。しかるに今回自動車行政が地方公認化されるとのことであるが、これは折角の自動車行政の民主的統一性が失われ、運輸行政の不統一を招く結果となるから、他の交通行政と共に國家事務として、國家機関による総合的一元的運営を実施せられたいとの請願。

第一九二八号 昭和二十五年四月四日受理  
四国循環鉄道開通促進に関する請願  
請願者 愛媛県議会議長 立川明  
紹介議員 久松 定武君  
四国循環鉄道の開通は、四国全県民の要望である、しかるに九州、北海道をはじめとして何れの地域においても循環鉄道が開通しているが。ひとり四国のみが忘却されて西南の一角が取り残されているため、四国文化産業の水準は全国的にいちじるしい低位におり四県民の不利不便は絶大なものであるから、四国地方四県民の福利増進のため、すみやかに未完成区間の工事を促進して循環鉄道を完成せられたいとの請願。

第一九二五号 昭和二十五年四月四日受理  
第三二三号 昭和二十五年三月三十日受理  
金石市、八日町間に國営自動車運輸開始の陳情  
陳情者 岩手県氣仙郡上有住村  
長 松田良馬外十三名  
金石水沢線は、鉄道金石市と内陸水沢、岩谷堂町の最短連絡として重要で

紹介議員 植竹 春彦君  
請願者 東京都台東区浅草橋三ノ四野村商事株式会社

内御茶の水駅両国駅間短距離電車運転中止のため浅草橋駅を中心とした一般都

電車運転復活期成同盟

請願者 東京都台東区浅草橋三ノ四野村商事株式会社

内御茶の水駅両国駅間短距離電車運転中止のため浅草橋駅を中心とした一般都

あるが、本線中上村住村地内箱根峠より東方甲子村地内に約二キロの欠陥個所があるため、釜石への通路は、水沢より大船渡町に至り舟を利用するか、または氣仙奥四ヶ浜坂急こう配の県道を利用する以外なく、非常な不便を感じているから、関係町村の利便と地方産業開発のため、すみやかに甲子村地内の修理を完成されるとともに釜石市、八日町間に国営自動車の運輸を開始せられたいとの陳情。

### 第三一五号 昭和二十五年三月三十日受理

奥羽本線米沢、山形間および仙山線仙台、山形間は、山間鉄道の特性として急こう配と急曲線の連続で現行の蒸気機関車のけん引力では相当の無理があり客貨輸送にいちじるしい障害となつてゐるから、このあい路を開拓して地方文化の向上と産業の開発振興を図るために、該区間の電化を促進せられたいとの陳情。

### 第三二一号 昭和二十五年三月三十日受理

奥羽本線米沢、山形間および仙山線仙台、山形間および仙山線仙台、山形間は、山間鉄道の特性として急こう配と急曲線の連続で現行の蒸気機関車のけん引力では相当の無理があり客貨輸送にいちじるしい障害となつてゐるから、このあい路を開拓して地方文化の向上と産業の開発振興を図るために、該区間の電化を促進せられたいとの陳情。

一

### 開港場境港の維持に関する陳情

陳情者 鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県唯一の開港場境港は、裏日本の重要商港として大きな役割を果してきただが、最近中共および香港貿易の進展が期待され始め、一方主として米国向けて輸出される大量かつ広範にわたり本県産の輸出品は、神戸港を経由していいる実情であるから、今後の極東貿易の進展に伴う境港の重要性を考慮さ

れ

て同港の維持発展に特別の援助を拂われたいとの陳情。

第三二五号 昭和二十五年三月三十日受理

陳情者 兵庫県議会議長 山田平市郎外一名

神戸市に海上保安区本部設置の陳情

(二通)

陳情者 兵庫県議会議長 山田平市郎外一名

神戸市に海上保安区本部設置の陳情

今回海上保安庁法を改正し、全国七地方の管区本部を大阪に設置するとのことであるが、神戸港は、内外国籍の出入、海運行政、造船機械、貿易商社の数、自然的條件、各種関係施設等を備してあるから、海上保安庁の機構改革に当つては、管区海上保安本部を神戸市に設置せられたいとの陳情。

### 第三三二号 昭和二十五年四月一日受理

奥羽本線米沢、山形間および仙山線仙台、山形間は、山間鉄道の特性として急こう配と急曲線の連続で現行の蒸気機関車のけん引力では相当の無理があり客貨輸送にいちじるしい障害となつてゐるから、このあい路を開拓して地方文化の向上と産業の開発振興を図るために、該区間の電化を促進せられたいとの陳情。

### 第三三三号 昭和二十五年四月一日受理

奥羽本線米沢、山形間および仙山線仙台、山形間は、山間鉄道の特性として急こう配と急曲線の連続で現行の蒸気機関車のけん引力では相当の無理があり客貨輸送にいちじるしい障害となつてゐるから、このあい路を開拓して地方文化の向上と産業の開発振興を図るために、該区間の電化を促進せられたいとの陳情。

一

### 海上運送法等の一部を改正する法律案

案

海上運送法等の一部を改正する法律案

第一條 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次の法律により改正する。

第四十二条の次に次の二條を加える。

（对外定期航路事業）

第四十二条の二 本邦（本州、北海道、四國、九州及び命令で定めるその附屬の島をいう。以下同じ。）の港から本邦以外の地域の港に至る航路を定めて行う定期航路事業について、第三條から第二十條まで、第二十二条、第一六條及び第二十七条の規定は、適用しない。

（船舶の譲渡等の許可）

第四十四条の三 日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体が、その所有する船舶を、日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体が、その所

有する船舶を、日本に譲渡又は貸渡しなければならない。

（船舶の譲渡等の許可）

第四十四条の二 第一項の規定によつては、公布の日から施行する。

る者は又は日本の法令により設立された法人その他の団体が、日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体が、日本に譲渡又は貸渡しなければならない。

（船舶の譲渡等の許可）

第四十四条の二 第一項の規定によつては、公布の日から施行する。

（船舶の譲渡等の

昭和二十五年五月八日印刷

昭和二十五年五月九日発行